

令和6(2024)年度文化財保護資金調達・活用ガイドブック作成業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する令和6(2024)年度文化財保護資金調達ガイドブック作成業務を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

令和6(2024)年度文化財保護資金調達・活用ガイドブック作成業務

2 業務の目的

文化財保護において活用される資金調達方法やその活用等を紹介し、所有者等による新たな資金調達実施の促進を図る。

なお、本業務は、とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業の一部を委託により実施するものである。（「8 とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業について」参照）

3 委託料

1,265,660 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 予定契約期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月21日（金）まで

5 業務内容

（1）ガイドブック作成業務

- ① 冊子名は「栃木県文化財保護資金調達・活用ガイドブック」とする
- ② 内容は別紙のとおりとすること。ただし、必要に応じ調整するものとする。
- ③ 読み手は、文化財所有者、文化財保存に携わる個人・団体、その他文化財保護活動に関心がある者を想定すること。
- ④ 読み手に分かりやすい誌面となるよう、写真、イラスト、図表等を作成し掲載すること。
- ⑤ 必要に応じ取材を行うこと。

（2）成果品の規格

① 冊子（印刷物）

大きさ A4版 A4仕上げ（縦）

ページ数 28頁（表紙4頁・本文24ページ）

紙質・色数 表紙：アートポスト 180kg 4色刷 PP加工

本文：コート 90kg 4色刷

数量 600部

② データ

ア 冊子のPDFデータをCD-R等の記録媒体に記録し、冊子とともに納品する。

イ 納品にあたっては、全てウィルスチェック対策ソフトにより検査を行うこと。

ウ データは、栃木県ホームページ等に県が掲載する。

(3) 校正

適宜、校正及び色校正を行う。実施に当たっては印刷物3部及びPDF データを提出する。

(4) 納入期限

令和7(2025)年3月21日(金)

(5) 納入場所

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課

(6) 完了確認

業務完了後、成果品の納入とともに実績報告書を提出し、県の検査を受けるものとする。

(7) 企画提案

受託者の企画提案に基づく内容の実施については、県と受託者で協議の上、決定する。

6 委託料の支払い

精算払とする。

7 事業の実施に係る留意点

(1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 本業務によって作成される成果品の著作権等の取扱いは、次のとおりとすること。

ア 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、栃木県に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品のうち、本契約締結前から受託者または第三者に著作権が帰属する成果物については、その限りではないものとする。

イ 受託者は本成果品について、栃木県及び栃木県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 記事制作に当たり必要となる許認可等の手続き（撮影、写真の使用許可等）は、受託者が行うこと。

(4) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

(5) 県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

(6) 各業務に係る撮影、編集、制作、報告等の一切の経費は、全て委託料に含むこと。

(7) 業務の詳細について県と受託者で協議の上で決定し、進捗状況を綿密に県に報告すること。

(8) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(9) 県が必要と認める軽微な事項については、この仕様書に定めのない事項であっても、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(10) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、県と受託者で協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。

(11) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者で協議の上、処理するものとする。

8 とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業について

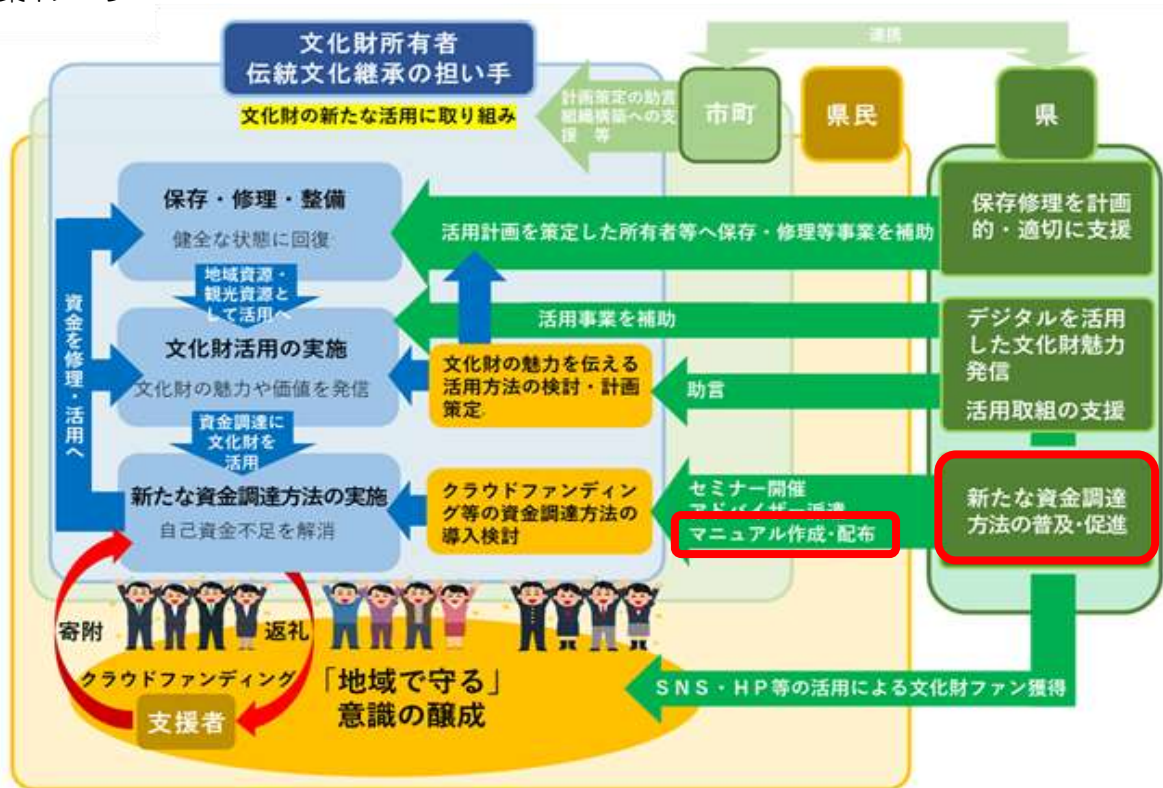
(1) 事業概要

保存と活用の好循環により、文化財が地域に支えられ後世に継承されていくための3つの視点を設定し、事業を実施する。



□ 二令和6(2024)年度文化財保護資金調達ガイドブック作成業務

(2) 事業イメージ



□ 二令和6(2024)年度文化財保護資金調達ガイドブック作成業務